

令和5年度三重支部事業計画(案)等について

令和5年1月12日

「重要度：高」・「困難度：高」について

協会の令和4年度事業計画より国の施策に関係（寄与）する項目には「重要度：高」、使命、現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化との関係から、困難度が高いと合理的に判断できる項目には「困難度：高」である旨と、その理由を記載している。
これ以降の頁についても同様である。

1. 基盤的保険者機能関係

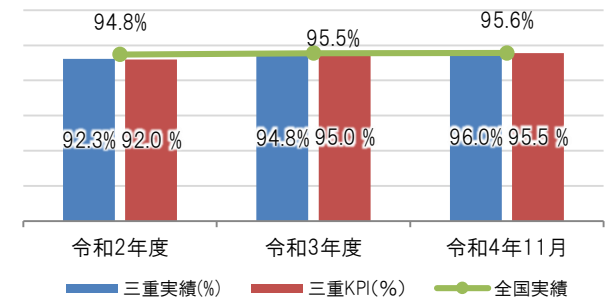
(1) サービス水準の向上 業務グループ

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。
- お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。

KPI

- ① サービススタンダードの達成状況を**100%**とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を**96.0%以上**とする

現金給付の申請に係る郵送化率



(2) 限度額適用認定証の利用促進 業務グループ

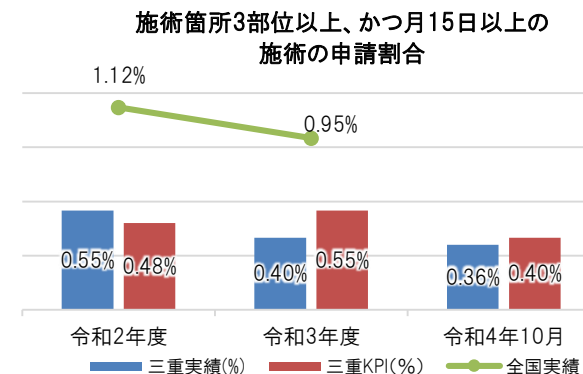
- オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

1. 基盤的保険者機能関係

(3) 現金給付の適正化の推進

業務グループ

- 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。



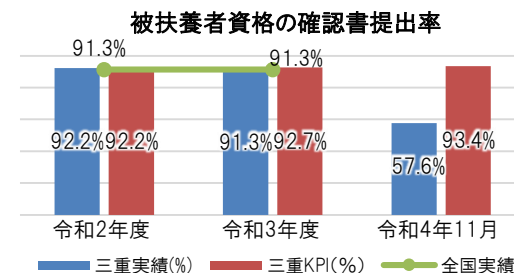
KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上
の施術の申請の割合について**対前年度以下**とする

(4) 被扶養者資格の再確認の徹底

業務グループ

- マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。



KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を**94.0%以上**とする

1. 基盤的保険者機能関係

(5) 業務改革の推進 業務グループ

- 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- 相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化し相談業務の品質向上を図る。
- 新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。

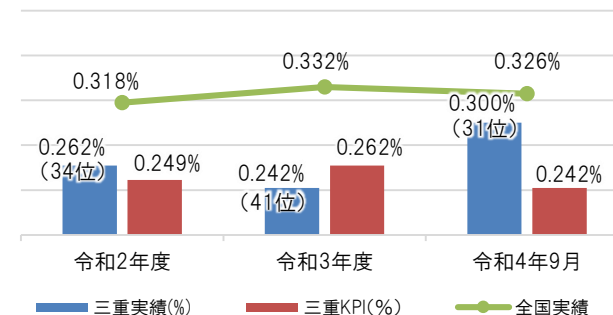
【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

(6) 効果的なレセプト点検の推進 レセプトグループ

- レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。
- 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況を踏まえ協会における審査の効率化・高度化に取り組むとともに、社会保険診療報酬支払基金との連携を更に深め、より効果的・効率的なレセプト点検を実施する。

診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率



1. 基盤的保険者機能関係

(6) 効果的なレセプト点検の推進

レセプトグループ

- 社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

- KPI
- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率※について**対前年度以上**とする
※査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
 - ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を**対前年度以上**とする

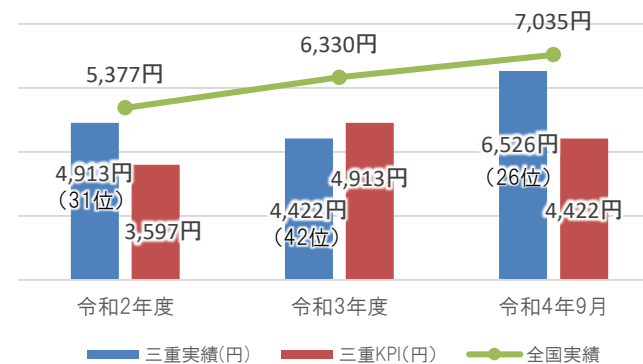
【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。

そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額



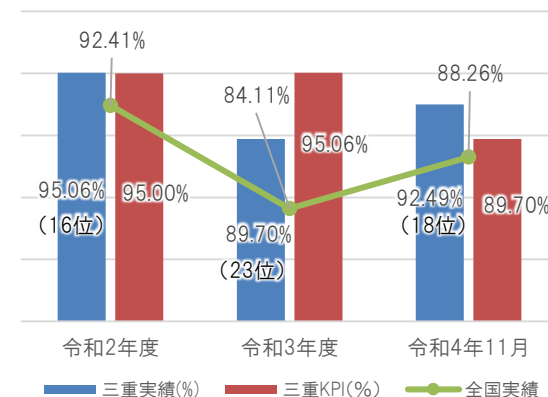
1. 基盤的保険者機能関係

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

レセプトグループ

- 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- 返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。また、三重支部の特徴として、外国人未納者が多いことから外国人リーフレットを活用した収納対策を実施する。

保険証回収率



- KPI**
- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする
 - ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする

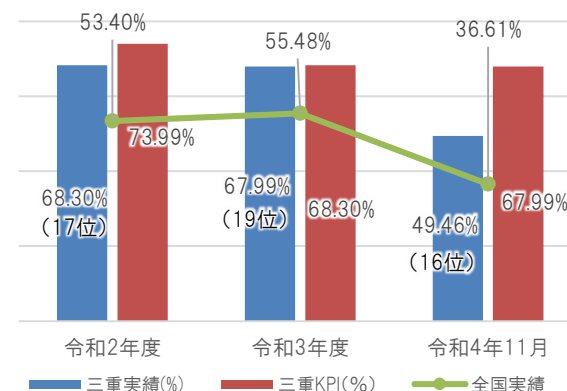
【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出（※1）が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス（※2）の拡充により、保険者間調整（※3）が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

- ※1 社会保険関連手続きの電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。
- ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。
- ※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

返納金債権回収率



1. 基盤的保険者機能関係

(8) 健全な財政運営

企画総務グループ

- 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。
- 医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。

【重要度：高】

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

(9) オンライン資格確認の円滑な実施

企画総務グループ

- オンライン資格確認の円滑な実施のため、事業所への広報等により、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図るとともに、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

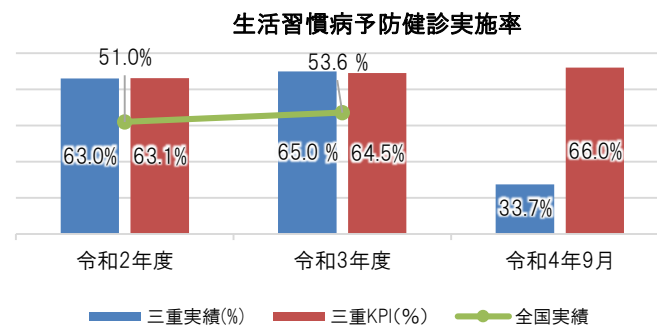
2. 戦略的保険者機能関係

(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

保健グループ

企画総務グループ

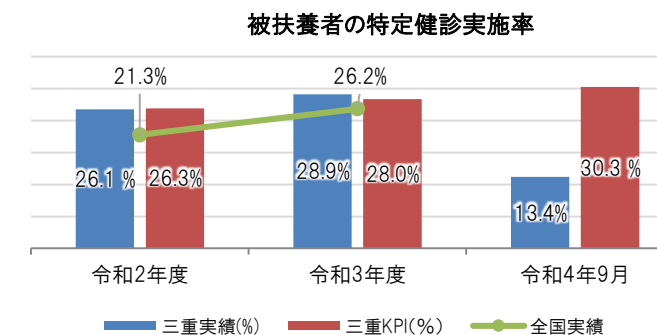
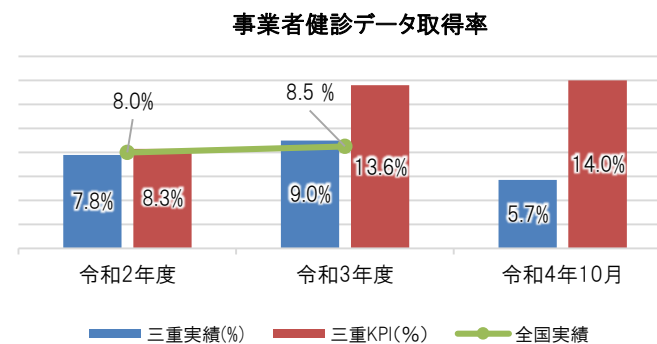
- 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。
- 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。
- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、データ分析に基づく地域の特性に応じた第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。



i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

保健グループ

- 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- 生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。
- 事業者健診データの取得促進に向けて、三重県、三重労働局及び商工経済団体等と連携して事業主への働きかけや健診機関からのデータ提供数を増やすための連携を強化する。
- 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、ナッジ理論等を活用した案内を送付し、ショッピングモール等受診しやすい場所における集団特定健診や自治体と連携したがん検診同時実施の集団特定健診を実施する。また、経年受診者を対象に受診頻度に準じた健診の受診啓発を実施する。



KPI

- ① 生活習慣病予防健診実施率を**67.6%以上**とする
- ② 事業者健診データ取得率を**14.6%以上**とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を**31.7%以上**とする

インセンティブ制度
評価指標

2. 戦略的保険者機能関係

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

保健グループ

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

保健グループ

- 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- 事業所の業態及び構成比等から医療費や実施率への影響が大きいと見込まれる事業所を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。
- WEB面談など情報通信技術を活用した特定保健指導を支部および外部委託にて実施し、実施数の増加及び利用者の利便性の向上を図る。
- 集団健診実施時における当日の初回面談や利便性の高い会場を使用しての集団特定保健指導を実施する。

KPI

- ① 被保険者の特定保健指導の実施率を**37.3%以上**とする
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を**20.3%以上**とする

インセンティブ制度
評価指標

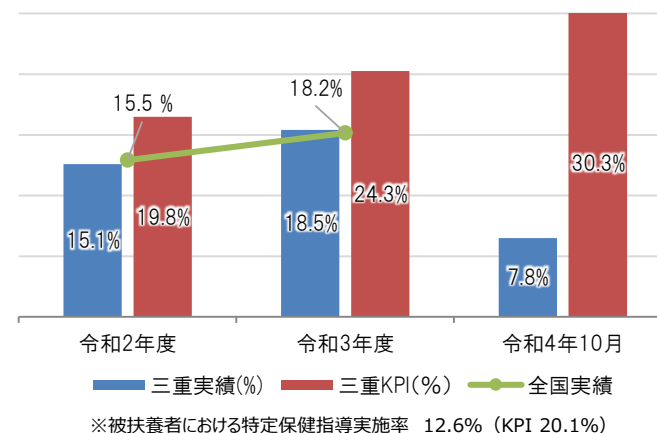
【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

特定保健指導実施率(被保険者)



2. 戦略的保険者機能関係

iii) 重症化予防対策の推進

保健グループ

- 外部委託による二次勧奨として支部独自で対象者を選定し、医療専門職からの文書・電話による受診勧奨を確実に実施するとともに、健診実施機関や事業所と連携し、健診受診直後の早期受診勧奨を実施する。
- 支部直営によるナッジや行動経済学、心理学の手法を活用した効果的な受診勧奨を行う。
- 糖尿病予備群に対する啓発事業として、健診結果から悪化予防に関する啓発文書を送付し、生活習慣改善を促す。
- かかりつけ医と連携した糖尿病の重症化予防に取り組む。

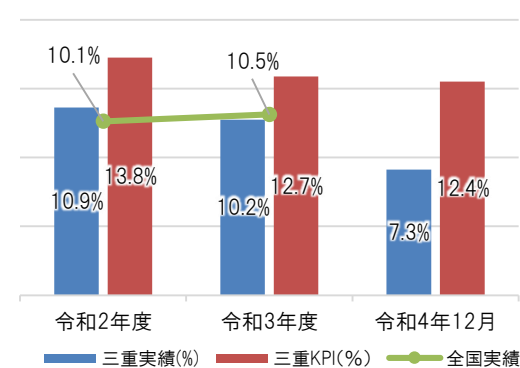
KPI 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**13.1%以上**とする

インセンティブ制度
評価指標

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

受診勧奨後3か月以内の受診割合

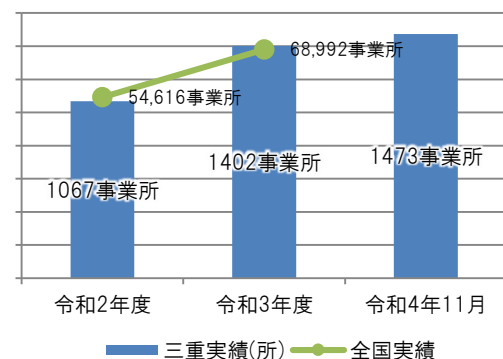


iv) コラボヘルスの推進

企画総務グループ

- 健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ等活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえ、事業所カルテ等を積極的に活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。
- 道路貨物運送業など高リスクの業態に着目し、中部運輸局三重運輸支局や関係団体（三重県トラック協会等）との連携を強化しつつ、事業主が集まる場や外部委託を活用して健康宣言勧奨を実施する。
- 三重県や関係団体と連携しつつ、健康教育などを通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、データ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチについて、展開を図る。
- 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。

健康宣言事業所数



KPI

健康宣言事業所数を**1,180事業所（※）以上**とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

2. 戦略的保険者機能関係

iv) コラボヘルスの推進

企画総務グループ

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

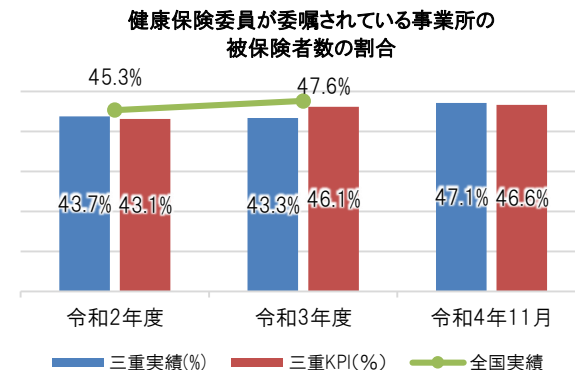
(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

企画総務グループ

- 本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。
- 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。
- 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。
- 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。

KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を
49.2%以上とする



2. 戦略的保険者機能関係

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

企画総務グループ

- 協会けんぽが作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位をつけて取り組む。

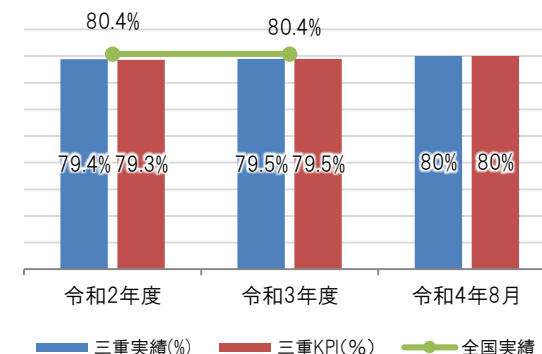
<医療機関・薬局へのアプローチ>

- 協会けんぽが作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用し、関係団体と連携して医療機関・薬局に対する働きかけを実施する。

<加入者へのアプローチ>

- 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、ジェネリック医薬品の使用割合が低い年齢層への周知等にも着実に取り組む。
- 三重県、三重県薬剤師会並びに保険者協議会等と連携した取組を実施する。

ジェネリック医薬品使用割合



KPI ジェネリック医薬品使用割合※を年度末時点で**80.0%以上**とする ※ 医科、DPC、歯科、調剤

インセンティブ制度
評価指標

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【重要度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

(4) インセンティブ制度の着実な実施

企画総務グループ

- 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。

(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

企画総務グループ

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。

【医療データ等を活用した意見発信の実施状況】

	全国での実施状況	三重支部における実施の有無
令和2年度	30支部	実施あり
令和3年度	27支部	実施あり

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- 医療審議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。

iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

(6) 調査研究の推進

企画総務グループ

保健グループ

- 基礎情報等を活用して医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。
- 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、三重県、市町等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析を実施する。
- 医療費適正化に向けて、エビデンスに基づいた事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【重要度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

3. 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

(1) 人事制度の適正な運用

全グループ

- 管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。

(2) 新たな人員配置のあり方の検討

全グループ

- 令和4年度に導入した新システムの安定稼働後の業務量を勘案しつつ、保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえた新たな人員配置のあり方を検討する。

(3) 人事評価制度などの適正な運用

全グループ

- 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

(4) OJTを中心とした人材育成

全グループ

- 「自ら育つ」職員を育成するためにOJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- 支部独自の研修を行い、戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成を図る。

(5) 本部支部間の連携の強化

全グループ

- 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部支部間の更なる連携の強化に向けた取組を着実に実施する。

(6) 支部業績評価の実施

全グループ

- 支部業績評価に基づき、他支部との比較を通じて自支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

3. 組織・運営体制関係

Ⅱ) 内部統制に関する取組

(1) 内部統制の強化

全グループ

- 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。

(2) リスク管理

全グループ

- 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

(3) コンプライアンスの徹底

全グループ

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、必要な都度、コンプライアンス委員会を開催するとともに、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。

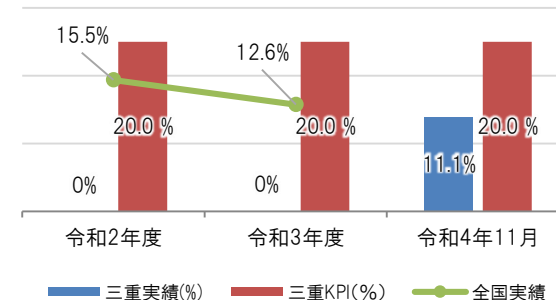
Ⅲ) その他の取組

(1) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

企画総務グループ

- 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

一般競争入札に占める一者応札案件の割合



KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について**20%以下**とする。

三重支部の重点課題と取組について

業務グループ

(1) 現金給付等の申請に係る郵送化の促進

令和5年度
KPI

現金給付等の申請に係る郵送化率を96%以上とする

参考

令和3年度実績：94.8%

課題

取組

○ 支部窓口への来訪目的を把握出来ていない。

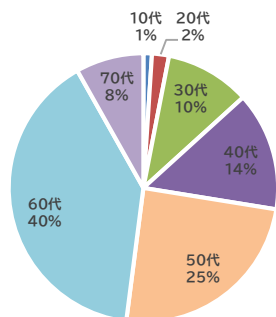


- ・アンケート結果を分析した効果的な取組の実施
 - 限度額適用認定証申請セットの医療機関への設置
 - 新申請書の記載方法に関する広報の実施とセミナー開催

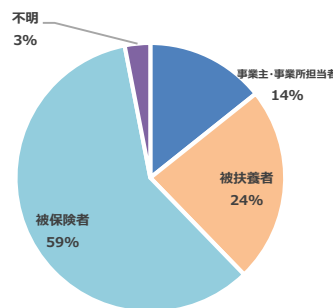
令和4年度 KPI95.5%
令和4年度11月末実績96%

(参考) 令和4年度7月に実施した支部窓口来訪者に対するアンケート結果 【アンケートの概要】 ・対象：社労士を除く支部窓口来訪者 ・期間：令和4年7月19日～8月2日
回答数：98件 ※スムーズな回答を期し、外国人は除外。

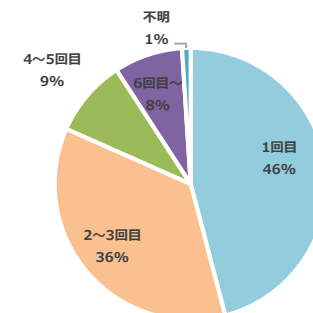
Q1. あなたの年代をお教えてください。



Q2. 窓口にお越しになった方はどなたでしょうか。

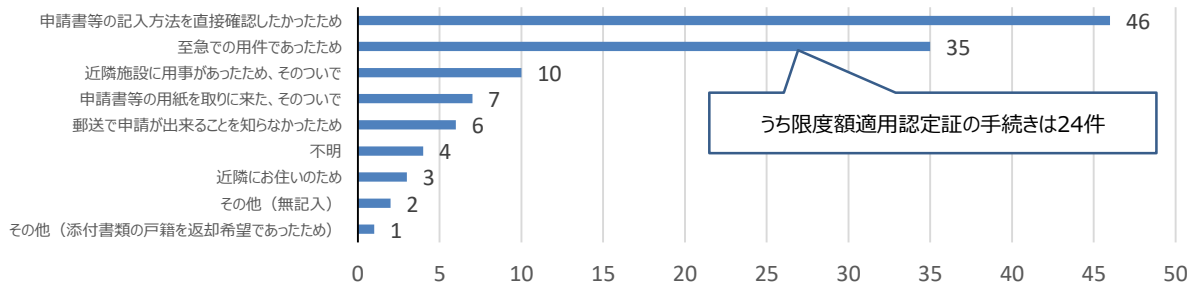


Q3. 今回、窓口にお越しになったのは何回目でしょうか。



Q4. 協会けんぽでは郵送による各種手続きや電話によるご相談も受付しておりますが、今回窓口でのお手続き（ご相談）を選ばれた理由をお教えてください。

【複数回答可】



三重支部の重点課題と取組について

(2) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

レセプトグループ

令和5年度
KPI

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする

参考

令和3年度
実績

- ① 89.70%
- ② 67.99%

課題

- 返納金債権（資格喪失後受診）未納者における外国人の割合が42%（※1）と高く、収納率向上の足かせとなっている。原因としては、外国人債務者に送付する納付書や送付文書は日本語で書かれており、それを受け取って中身を見ても何が書かれているかわからないケースが多数存在すると思われる。

（※1）令和3年度調定分に係る令和4年12月20日時点の割合

- 保険証回収における催告についても、上記と同じ原因が考えられる。

取組

外国人リーフレットを活用した 債権及び保険証回収業務の推進

債権回収業務

- ・初回催告時における外国人リーフレットの同封
- ・弁護士催告時における外国人リーフレットの同封
- ・外国人リーフレットを利用した積極的な訪問催告

保険証回収業務

- ・外国人を多く雇用している事業所に対する訪問や送付によるリーフレット配布
- ・保険証催告時に同封

<債権回収リーフレット（8か国語）>

<保険証回収リーフレット（8か国語）>

(3) 特定保健指導の実施率及び質の向上

令和4年度
KPI

- ① 被保険者の特定保健指導の実施率を**37.3%以上**とする
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を**20.3%以上**とする

参考

令和3年度実績：
①18.5% ②14.9%

課題

- 健診機関における特定保健指導の実施率の伸び悩み

◆ 令和2年→令和3年度の健診機関による健診当日の初回面談の実施率が減少

- ・三重支部：-0.2%
- ・全国平均：+1.4%



- 事業所における特定保健指導の受入率の伸び悩み

◆ 令和3年度の支部全体の初回面談の実施率

- ・三重支部：20.3%
- ・全国平均：22.5%

取組

健診機関における健診当日の初回面談の推進

- 各健診機関において令和5年度の特定保健指導実施件数の年間目標を設定し、きめ細やかな進捗管理を行う。
- 年間目標の達成に向け、支部保健師が訪問等によるフォローを実施する。
- 健診機関の指導者を対象とした研修会を開催し、特定保健指導の実施件数が多い健診機関の好事例を共有し、全体の底上げを図る。
- 特定保健指導が実施できる健診機関の広報を強化する。

<健診機関向け年間目標シート>

令和5年度 特定保健指導実施目標シート

健診機関名 ()
ご担当者様名 () 連絡先 ()

【貴機関の40歳以上の生活習慣病予防健診および特定保健指導の実績】

	令和2年度	令和3年度	三重支部全体
健診受診者数 (人)			
特定保健指導対象者数 (人)			
初回面談数 (人)			
初回面談の実施率 (%)			
実績評価数 (人)			
実績評価の実施率 (%)			

※三重支部の実施率は特定保健指導実施健診機関のみの実績です。

(1) 貴機関の令和4年度の特定保健指導の実績及込数

	令和4年度 (前込み)
初回面談数 (人)	
実績評価数 (人)	

(2) 貴機関の令和5年度の特定保健指導の実施目標数及び推進員体制

令和5年度 (目標)	
初回面談数 (人)	
(再掲) 初回面談内訳	当日 他 当日分前 後日
実績評価数 (人)	

●保健師：(常勤) 名、(非常勤) 名
●管理栄養士：(常勤) 名、(非常勤) 名

(3) 特定保健指導の現状の課題・問題点

事業所向けの利用勧奨強化

- 健診と保健指導の一体化をアピールした本部作成パンフレットの活用。
- 実施率の影響が大きい大規模事業所へのトップセールスによる訪問勧奨の実施。

(4) コラボヘルスの推進

企画総務グループ

令和5年度
KPI

健康宣言事業所数を1,180事業所（※）以上とする

※ 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

参考

令和3年度実績
1,402社

課題

- 一人当たり医療費、血圧、脂質、代謝のリスク保有率が支部平均を上回り、被保険者数も多い業態（道路貨物運送業）における健康づくりの推進不足

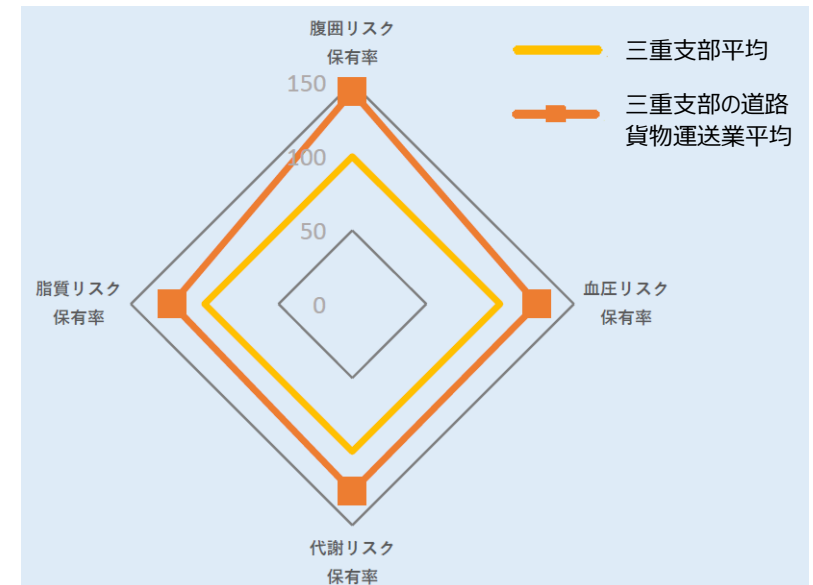
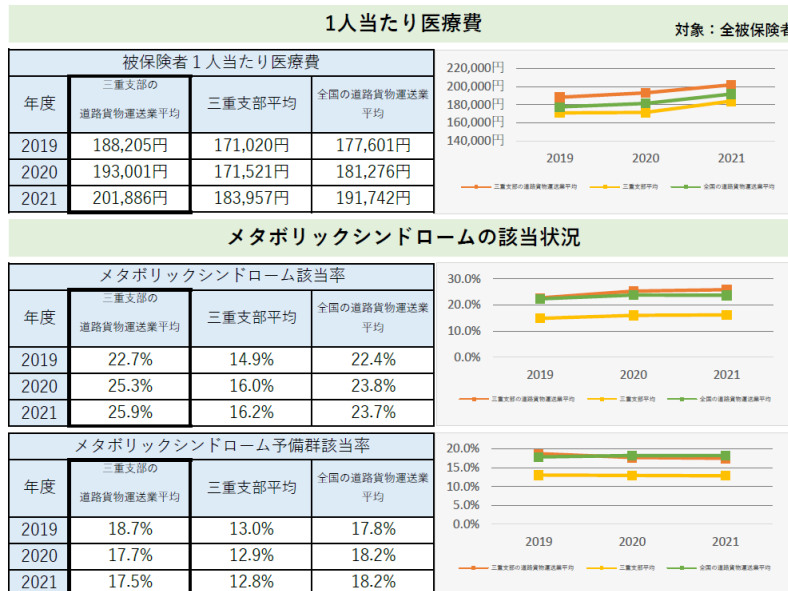


取組

道路貨物運送業における健康事業所宣言の勧奨

- ・道路貨物運送業の事業所に対し、事業所カルテまたは業態別カルテ及び健康宣言案内資料を送付し、健康課題の周知を行うとともに、当該送付先事業所へ業務委託により電話勧奨を行う。
- ・中部運輸局三重運輸支局や関係団体（三重県トラック協会等）との連携を強化し、事業主や担当者が集まる場などで健康宣言勧奨を実施する。

道路貨物運送業 健康度カルテより



※三重支部平均を100とした場合の相対値

令和5年度支部保険者機能強化予算（案）

各支部が地域性を踏まえた医療費適正化や健康づくり等の取組を行うことで、戦略的保険者機能を一層発揮できるよう、令和元年度から創設された予算である。なお、通常業務に係る経費については、基礎的業務関係予算で計上することになる。

令和5年度支部保険者機能強化予算(案)

医療費適正化等予算

(見込額: 12,413千円)

分野	事業名	事業概要	予算額 (見込み)
医療費適正化対策	インターネット広告等を活用した戦略的な広報 変更	ジオターゲティング広告やYoutube動画広告、ランディングページ等を活用し、令和5年8月に時間外受診等への啓発、令和5年11月にジェネリック医薬品の使用推進について広報を実施する。	6,232千円
	3者連名によるジェネリック医薬品の使用促進リーフレット	3者連名（協会けんぽ三重支部・三重県・三重県薬剤師会）によるジェネリック医薬品の使用促進リーフレットと、薬剤師から患者への働きかけをサポートするリーフレットを、県内の医療機関・薬局に配布し、加入者（患者）への広報を実施する。	
	若年者層を対象としたジェネリック医薬品促進通知 新規	三重支部のジェネリック医薬品使用割合は79.6%であり、5～29歳の者については、三重支部平均を下回っている。（令和4年7月時点）このため、特に使用割合が低い年齢層である医療費助成受給対象年齢の子がいる世帯へ、ジェネリック医薬品の使用促進に係るナッジを活用した啓発通知（A4・圧着DM・マンガ入り、希望シール収録）を送付し、使用促進を訴求する。	
	健康ポスターコンクールの実施 新規	当支部の分析結果から菟野町に居住する加入者の代謝リスク保有割合・脂質リスク保有割合が、三重県全体の平均に比べて高い傾向にあることから、運動、食事を通じて健康の大切さを認識する機会を作るために健康教育の一環として小学生を対象とした健康ポスターコンクールを実施し、町民に運動や食事の重要性等を啓発する。	
広報・意見発信	紙媒体による広報	日本年金機構が送付する納入告知書の同封リーフレット、医療機関窓口を設置する限度額適用認定申請セット、任意継続申請セットを配布。また、本部作成の全支部共通広報資材を活用しながら、制度・事務手続きガイドブックを作成し、配付する。	6,181千円
	インセンティブ制度に係る広報業務委託 新規	三重支部のインセンティブ制度の総合順位は令和2年度36位、令和3年度33位と低迷しており、インセンティブを受けられない状態が続いている。そこでインセンティブ制度やその趣旨の理解を促進するマンガのリーフレットを作成し、加入者・事業主に対して幅広く周知を行い、インセンティブ制度そのものの認知度ならびに理解度の向上やインセンティブ制度評価指標に関する行動変容を図る。	



<ジェネリック医薬品使用促進リーフレット>



<インターネット広告(令和4年度実施分)>

令和5年度支部保険者機能強化予算(案)

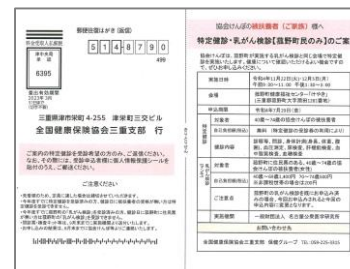
保健事業予算

(見込額: 50,693千円)

分野	事業名	事業概要	予算額(見込み)
健診	集団健診	大型商業施設など加入者の利便性の高い施設において集団特定健診および特定保健指導を実施する。健診機関の少ない地域を中心に、生活習慣病予防健診を集団形式で実施する。	30,037千円
	事業者健診の結果データの取得	事業者健診データ取得率向上のため、勧奨、取得、データ作成等を外部委託により実施する。	
	健診推進経費	健診機関に対して受診者数等の目標達成時に報奨金を支払うなどの動機づけを行う。	
	健診受診勧奨	令和6年度健診案内に同封する健診機関一覧やリーフレット等の封入物を作成する。	
	その他	健診機関による事業者健診結果データの取得費、健診実施機関実地指導旅費等。	
保健指導	保健指導利用勧奨	特定保健指導を実施するにあたって健診結果データを共同利用する同意を得るためのチラシや特定保健指導のメリットを訴求するリーフレット等を作成して事業主等へ配付する。	4,450千円
	保健指導推進経費	前年度実績を超過するなど一定の条件を満たした特定保健指導実施機関に報奨金を支払うなどの動機づけを行う。	
	その他	中間評価時の血液検査費、医師謝金、保健指導用パンフレット作成等経費、保健指導用事務用品費、保健指導用図書購入費、公民館等における特定保健指導に係る経費等。	
重症化予防	未治療者受診勧奨	要治療であるが医療機関の受診を確認できない方に対して、外部委託により文書、電話での受診勧奨を実施する。	9,775千円
	重症化予防対策	糖尿病性腎症や糖尿病境界型に対する重症化予防啓発の実施。健診機関からのリーフレット配付による受診勧奨を実施する。	



<集団特定健診リーフレット>



<乳がん検診受診勧奨はがき>

令和5年度支部保険者機能強化予算(案)

分野	事業名	事業概要	予算額(見込み)
コラボヘルス事業	健康事業所宣言パンフレット&事業所カルテ取り寄せシート、パンフレット・エントリーシートの作成	健康事業所宣言への新規参加を促すため、パンフレット&事業所カルテ取り寄せシート、パンフレット・エントリーシートを事業所等へ配付する。	6,431千円
	健康経営優良取組事例集の作成	健康宣言事業所における取組促進のため、事例集を配付する。	
	健康事業所宣言に参加した事業所へのフォローアップ	取組支援ツール、健康情報誌の提供の実施による健康宣言事業所のフォローアップを実施する。	
	既存の健康事業所宣言における基本モデルへの移行 新規	基本モデルに沿っていない健康宣言事業所1,600社に対し、事業所カルテ(業態別カルテ)及び健康事業所宣言パンフレット・エントリーシートを発送、その後再エントリーの意思を架電にて確認し、基本モデルへの移行を促す。 基本モデルへ移行することにより、自社の健康課題の再認識が可能なため、健康宣言事業所における健康づくりの取組の質の向上や事業主及び加入者の健康意識の向上、自主的な取組の促進が期待できる。	
	道路貨物運送業への健康事業所宣言勸奨 新規	三重支部においては道路貨物運送業は業態別の一人当たり医療費、血圧、脂質、代謝リスク保有率が支部平均を上回っており、かつ被保険者数も多い。 そこで、従業員10名以上など一定規模以上の道路貨物運送業の事業所に対して、事業所カルテまたは健康度カルテ(業態別)と健康事業所宣言パンフレットを送付して健康課題を認識いただき、健康事業所宣言への参加を促す電話勸奨を実施する。	
	健康課題に応じたアドバイス媒体の提供 新規	健康事業所宣言へのエントリーを希望する事業所に対して事業所カルテを発送する際、協会職員が架電をしているが、口頭でのアドバイスのみであった。健康課題に応じた媒体を提供することにより、新規健康宣言事業所の効果的な取組につなげる。	



<令和4年度健康経営優良事例集>



<健康宣言事業所パンフレット・エントリーシート>